

下記の事業について、公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

## 1 事業概要

### (1) 事業名

静岡県総合教育センター食堂等運営事業

### (2) 事業目的

本事業は、静岡県総合教育センター（本号において以下「センター」という。）食堂及び喫茶室の運営並びに自動販売機の設置を行い、センターにて開催する研修等の参加者及びセンター内施設を利用する県民への給食の利便性向上及び県職員の福利厚生の上をを図ることを目的とする。

### (3) 事業期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

ただし、事業開始日は運営決定事業者（以下「運営者」という。）と協議の上、令和3年6月30日まで延長可能とする。

また、事業期間は運営等に問題がない限り、1年単位で令和7年度末まで更新できるものとする。

### (4) 事業形態

本事業は、運営者が静岡県教育委員会に対し、食堂（厨房を含む。）及び喫茶室、自動販売機の各行政財産使用許可を申請し、許可を受けた上で運営を行うものとする。行政財産使用許可の申請手続きは事業期間更新の場合その都度行う。運営により得る収入は全額を運営者の収入とする。

行政財産使用料は原則として有償とするが、食堂（厨房を含む。）及び喫茶室に限り要件を満たせば減免可能とする。また、県有備品を使用する場合の貸付料は有償とするほか、運営を行うために要する経費は一部を除き運営者が負担する。

## 2 参加表明書及び公募申込書等を提出するために必要な要件

- (1) 静岡県内に本社または支店・営業所（営業店又は受託食堂を含む。）等の業務拠点を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 4に示す説明会に参加していること。
- (6) 申請時に1年以上の飲食業の営業実績を有する者であること。
- (7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第2項各号に該当しない者であること。
- (8) 法人では、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。個人では、個人事業税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

(9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 公募要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

#### (1) 配布期間

令和3年3月30日(火)から令和3年4月12日(月)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (2) 配布場所

下記担当部署及び申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）

〒436-0294 静岡県掛川市富部456

静岡県総合教育センター総務課

電話番号 0537-24-9703

#### (3) 配布方法

無料で直接配布

### 4 公募参加希望者説明会の開催

#### (1) 開催日時

令和3年4月12日（月）午後2時から午後3時まで

#### (2) 開催場所

静岡県総合教育センター

#### (3) その他

ア 本募集に参加を希望または検討している者は必ず参加すること。

イ 会場の都合上、参加者は各社2人までとする。

なお、参加者は電話番号及びメールアドレスの記載がある名刺を持参すること。

ウ 説明会終了後に質問がある場合は令和3年4月13日（火）午後5時までに電子メールで送信すること。回答は説明会に参加した全ての者に電子メールで伝達する。

## 5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

### (1) 提出期間

令和3年3月30日（火）から令和3年4月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### (2) 提出先

上記3(2)の担当部署とする。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。（令和3年4月21日（水）午後5時必着）郵送の場合は、封筒等の表面に必ず「静岡県総合教育センター食堂等運営事業プロポーザル参加表明書」と、朱書きにより明記すること。

## 6 公募申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により公募申込書等を提出すること。

### (1) 提出期間

令和3年3月30日（火）から令和3年4月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### (2) 提出先

上記3(2)の担当部署とする。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。（令和3年4月21日（水）午後5時必着郵送の場合は、封筒等の表面に必ず「静岡県総合教育センター食堂等運営事業プロポーザル提出書類」と、朱書きにより明記すること。

## 7 プレゼンテーション及びヒアリング

参加表明書及び公募申込書等を提出した者に対しては、公募申込書等の提案内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。（実施予定日：令和3年4月27日（火））

## 8 運営者の決定

### (1) 公募申込書等を評価し、最も評価点の高い者を運営者として決定する。

運営者に決定された者に対しては、決定された旨を電子メールにより、令和3年4月30日（金）までに通知する。あわせて、決定通知書を郵送する。

### (2) 決定されなかった者に対しては、決定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和3年4月30日（金）までに通知する。あわせて、非決定通知書を郵送する。

## 9 その他

### (1) 本公告の詳細は、静岡県総合教育センター食堂等運営事業者公募要領による。

### (2) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

### (3) 公募申込書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

### (4) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

- (5) 照会窓口は、〒436-0294 静岡県掛川市富部456 静岡県総合教育センター総務課（電話番号 0537-24-9703）とする。